

第 1 章 計画策定にあたって

【計画策定の趣旨】

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を担うひとり親の置かれている厳しい状況
 - 母子父子寡婦福祉施策の国の基本方針は子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策を展開
 - 大阪市の離婚率の高さ、児童扶養手当受給者数の多さ
- ↓
- ひとり親家庭等に対する施策のあり方について今後の方向性を示します。
 - 施策を切れ目なく総合的・計画的に推進してまいります。

【計画の位置付け】

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 1 2 条に規定する「自立促進計画」として、第 1 1 条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定

【計画の期間】

- 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

第 2 章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 社会的な背景

（１）こどもの貧困の問題

- 平成28年国民生活基礎調査の結果では、こどもの貧困率は、3年前の前回調査より改善したものの、13.9%と高い水準であり、ひとり親家庭の貧困率も同様に改善したものの、50.8%と高い水準であり、依然として、ひとり親家庭のおかれている厳しい状況があります。

（２）教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化

- 幼児教育の無償化や大学などの高等教育の無償化など、貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもが将来の自立に向けて、必要な力を身につける機会の確保が必要です。

（３）養育費確保等の重要性

- 令和元年5月に民事執行法が改正され、養育費の不払いに対して強制執行を申し立てるにあたり、支払い義務者の給与や預貯金口座に関する情報を得やすくなります。また、養育費の立て替え保証サービスの開始や養育費算定表が改定されるなど、養育費に対する社会的関心が高まりつつあります。しかし、養育費の取決め率や受給率は、依然として低く、継続した履行確保を図ることが重要です。

（４）未婚のひとり親の不公平の解消

- 未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親に適用される寡婦控除等の対象にならないうえ、課税額によって決まる保育料などのサービスで差が生じる場合があるため、令和2年度税制改正において、所得税及び個人住民税における寡婦控除が適用されることが閣議決定されました。しかし、総収入が低く、養育費の受給割合も低いなど、引き続き生活の安定に向けた取り組みが必要です。

（５）父子家庭特有の課題

- 父子家庭は母子家庭に比べ比較的收入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策の対象に該当しない場合が多いですが、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子家庭と異なる支援が求められています。

2 大阪市のひとり親家庭の現状

※ 平成28年度全国ひとり親世帯等実態調査

- | | |
|---|--|
| ・離婚件数（平成30年）
5,772件（大阪市） 208,333件（全国） | ・年間総収入
290.8万円（母子家庭） 486.5万円（父子家庭） |
| ・離婚率（人口千対）（平成30年）
2.12（大阪市） 1.68（全国） | ・就業率
母子家庭 86.0%
（うち正規職員 42.4%、パート等 50.9%）
父子家庭 85.2%
（うち正規職員 67.7%、パート等 11.4%） |
| ・母子家庭数（平成30年度実態調査）
38,976世帯（出現率 2.63%） | ・こども以外に同居家族がいる割合
母子家庭 21.3%（大阪市） 38.7%（全国※）
父子家庭 25.4%（大阪市） 55.6%（全国※） |
| ・父子家庭数（平成30年度実態調査）
4,396世帯（出現率 0.30%） | |
| ・児童扶養手当受給者数
27,435人（平成30年度末現在） | |
| ・同居しているこどもの数
母子家庭 1.6人 父子家庭 1.6人 | |

3 「平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題

◆ 就業について

- ・ひとり親家庭の 8 割以上が就労していますが、母子家庭の非正規雇用の割合は 4 割を超え、就労収入は少ない状況です。
- ・ひとり親家庭になる前後で、継続して同じ仕事をしている割合は父子家庭が72.5%に対し、母子家庭は36.2%と低い状況です。
- ・母子家庭の正規雇用の割合は36.5%ですが、専門知識・資格・技術をいかした仕事をしている母親の正規雇用の割合は65.2%と著しく高く、資格取得などは安定した雇用に有効であることがあらわれています。

◆ 子育て・生活について

- ・ひとり親家庭になって困ったことについて、「仕事と子育ての両立が困難だった」と答えた割合が母子家庭、父子家庭ともに高く、子育てと就業を両立できるよう子育てや生活面での支援の推進が必要です。

◆ 養育費・面会交流について

- ・母子家庭では、養育費の取り決めを行っていない（できない）割合が5割を超えており、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。
- ・母子家庭で養育費の取り決めを行っている者のうち、養育費を定期的に受け取っている割合は39.5%であるが、取り決め内容別の受け取り状況をみると、公正証書などの文書が52.4%で最も高く、債務名義化の促進が必要です。
- ・面会交流について、母子家庭、父子家庭とも取り決めをしていない（できない）割合が6割程度あり、面会交流の実施状況をみても、母子家庭が18.4%、父子家庭が21.3%と低い状況であり、面会交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

◆ 経済的な状況について

- ・母子家庭で、生活が苦しい割合は65.8%で、父子家庭でも60.1%であり、経済的支援はひとり親家庭の生活のために大変重要です。
- ・希望するこどもの最終進学先は、母子家庭、父子家庭とも「大学」が最も多いですが、こどもを習い事に通わせていない理由について、母子家庭では「経済的に困難」が最も多い状況です。

◆ サポート体制について

- ・ひとり親家庭等が困ったときに気軽に相談できる場や、各種制度・相談窓口の広報周知を引き続き行うことが必要です。
- ・ひとり親家庭になった時に「精神的に不安定になった」が母子家庭、父子家庭とも 3 割を超えており、きめ細やかな対応が出来るよう、相談窓口・情報提供体制の拡充、適切な支援のための連携強化を図ってまいります。

第３章 計画の基本方針

【基本理念】

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができる
- こどもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくり

【基本的な視点】

- ・自立を支援する視点
- ・人権尊重の視点
- ・こどもの視点
- ・総合性の視点

【基本施策の体系】

・就業支援

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介など支援体制の整備を進めます。特に専門技術や資格取得は正社員・正職員など安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。

・子育て・生活支援

ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、ひとり親家庭等日常生活支援事業などにより、子育てや生活面での支援を進めます。また、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

・養育費確保に向けての支援

養育費の重要性を当事者や社会が認識する契機となるよう、広報・啓発活動を推進し、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進を重点的に取り組み、取り決めから保証、履行確保までの総合的な支援を実施します。

・経済的支援

児童扶養手当制度などがひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供を行います。

・サポート体制の充実

ひとり親家庭等や離婚を考えておられる方の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう相談窓口・情報提供体制を充実します。また、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進します。

第4章 具体施策の展開

１【就業支援】

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ・区保健福祉センターにおける就業相談
- ・ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ・ひとり親家庭専門学校等受験対策事業
- ・ひとり親家庭等の雇用の促進及び啓発・情報提供の推進
- ・企業における女性活躍の推進
- ・雇用環境の整備
- ・多様な働き方の実現 など

２【子育て・生活支援】

- ・保育所等の入所時における利用調整基準への配慮
- ・地域における子育て活動の支援
- ・放課後児童施策の推進
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭等生活支援事業
- ・母子生活支援施設における支援の充実
- ・市営住宅の優先入居
- ・民間住宅への入居支援
- ・こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供
- ・塾代助成事業 など

３【養育費確保に向けての支援】

- ・広報・啓発活動の推進
- ・区保健福祉センターでの相談・情報提供
- ・専門相談の実施
- ・各種補助金による支援 など

４【経済的支援】

- ・児童扶養手当の支給
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金事業
- ・医療費助成制度
- ・寡婦控除等のみなし適用
- ・自転車駐車場の利用料金割引
- ・こどもの教育・就学（修学）支援 など

５【サポート体制の充実】

- ・区保健福祉センター等における相談・情報提供
- ・生活困窮者自立相談支援事業による相談支援
- ・母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供
- ・こどもへの相談支援
- ・男女共同参画センター（クレオ大阪）における男性相談
- ・女性総合相談センターにおける相談
- ・大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談
- ・人権相談機能の充実
- ・ひとり親家庭等関係機関の連携強化
- ・地域のネットワークの構築
- ・母子生活支援施設における地域連携及び相談支援

【区で取り組んでいる事業】

- ・地域事情や特性に応じた区独自の取組を展開

第５章 施策の推進

【計画の推進体制、進捗管理及び検証】

- ひとり親家庭等の現状の把握や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、3つの「指標」を設定します。
- 「大阪市こども・子育て支援計画」の「はぐくみ指標」のひとつである「母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合」を本計画の「目標」と位置づけ、計画最終年度（令和6年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。
- ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチームを中心に施策の推進を図り、こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会に進捗状況を報告し、意見を求めることにより、計画の進捗管理を行います。

【3つの指標】

指 標 項 目		現状値 (平成30年度)
就労の状況の把握	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	50.0%
養育費確保の状況の把握	児童扶養手当受給者における養育費を受給している方の割合	9.94%
総合的な支援施策の状況の把握	ひとり親家庭サポーターへの相談件数	3,800件

【目標】 大阪市こども・子育て支援計画「はぐくみ指標」より

目 標 項 目	現状値	目標 (令和6年度)
母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合	42.4%	46.1%